

いわて海洋研究コンソーシアム設置要領

(設置)

第1条 岩手県三陸沿岸地域における海洋に関する研究の推進に関し、今後目指すべき方向やその具体化に向けた取り組みについて、関係者が情報を共有し、協議・調整を図りながら連携した活動を行うため、いわて海洋研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

(活動)

第2条 コンソーシアムは、次の事項に関する活動を行う。

- (1) コンソーシアムを組織する機関が連携して行う海洋に関する研究活動の企画及び立案並びに調整に関すること。
- (2) 海洋に関する研究の連携に関すること。
- (3) 海洋に関する研究の成果の活用に関すること。
- (4) 海洋に関する研究拠点の形成に関すること。
- (5) その他海洋に関する研究の推進のため、関係機関の調整が必要な事項に関すること。

(会員)

第3条 コンソーシアムの会員は、別表に定める機関に属する者とする。ただし、代表が必要と認めた場合は、オブザーバーとして行政機関の職員や学識経験者等を参加させることができるものとする。

(代表)

第4条 コンソーシアムには代表を置き、代表は会員の中から選任するものとする。

(連携会議)

第5条 コンソーシアムの活動を円滑に推進するため、連携会議を置く。

(代表の職務)

第6条 代表は、コンソーシアムの運営全般を総理し、連携会議の議長となる。

(事務局)

第7条 コンソーシアムの事務局は、岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室に置く。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は、別途協議のうえ定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年9月27日から施行する。

この要領は、平成24年9月12日から施行する。

この要領は、平成25年4月17日から施行する。

この要領は、平成25年12月13日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月20日から施行する。

この要領は、令和3年7月20日から施行する。

この要領は、令和4年7月25日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	区分	機関名
1	海洋研究機関	東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター
2		北里大学海洋生命科学部
3		岩手大学
4		国立研究開発法人水産研究・教育機構 宮古庁舎
5		岩手県水産技術センター
6	岩手県	ふるさと振興部県北・沿岸振興室
7		ふるさと振興部科学・情報政策室（事務局）
8		農林水産部水産振興課
9		沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター
10		沿岸広域振興局経営企画部
11		沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター
12		県北広域振興局経営企画部
13	沿岸市町	宮古市産業振興部産業支援センター
14		大船渡市企画政策部企画調整課
15		久慈市企業立地港湾部港湾エネルギー推進課
16		陸前高田市政策推進室
17		釜石市産業振興部国際港湾産業課企業立地係
18		大槌町企画財政課
19	公益法人	公益財団法人さんりく基金
20		公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター
21	商工団体	釜石商工会議所
22		宮古商工会議所
23		大船渡商工会議所
24		久慈商工会議所
25		陸前高田商工会
26		大槌商工会